3 魅力あるまちなみの創造



朝霞市の魅力である水と緑、歴史を活かし個性豊かで美しい、ゆとりの

ある環境にやさしいまちをめざします。

3-1 個性あるまちなみ

(1) 史跡・文化財等の保全と活用

市の環境を構成する要素として、歴史的景観の保全を欠かすことはできません。市内には、旧石器時代からの遺跡が数多く分布し、広沢の池や柊塚古墳等の史跡があります。また、江戸時代の農家建築である旧高橋家住宅や、川越街道の宿場町であった膝折宿の名残なども見られます。

市では、史跡・文化財の保護・保全を図り、さらにそれらの活用に努めています。

1 史跡の保護・保全

• 県指定史跡「柊塚古墳」保存活用事業

県指定史跡「柊塚古墳」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、身近に文化財とふれあえる施設として「柊塚古墳歴史広場」を整備し公開しています。可能な限り樹木を残すことで文化財と緑地との共存を図り、敷地内の清掃・緑地の除草・樹木の剪定などの管理を行っています。

• 市指定天然記念物「湧水代官水」保存活用事業

市指定天然記念物「湧水代官水」の保全と活用を図り、湧水と周囲の自然環境にふれあえる場所として整備し公開しています。湧水の状況確認のため水質検査を実施している他、 周囲の雑木林の樹木剪定・除草などの管理を行っています。

• 市指定史跡「二本松」保存管理事業

市指定史跡「二本松」の保存を図り、指定地内の松や低木の剪定などの管理を行っています。

• 市指定史跡「広沢の池」保存管理事業

市指定史跡「広沢の池」の保全を図り、湧水の減少への対応として渇水期に毎分約800 ℓ の井戸水を補給している他、池周縁部の樹木剪定・除草・清掃などの管理を行っています。

② 文化財の保護・保全

• 重要文化財「旧高橋家住宅」保存活用事業

重要文化財「旧高橋家住宅」の保存と活用を図り、郷土の歴史と文化への関心を高め、 身近に文化財とふれあえる場所として整備し公開しています。江戸時代中期の農家の生活 形態を今に伝えるとともに、屋敷林・雑木林など周囲の自然環境とあわせて、江戸時代当 時の武蔵野の農家景観の保全に努めています。年中行事の展示や体験学習などを実施し活 用を図っている他、屋敷林・雑木林などの自然環境の管理に努めています。管理・活用に は、ボランティアにご協力いただいています。

令和3年度は、畑を利用したさつまいも掘りやさといも掘りといった農業体験などの事業を実施し、10,114人が来園しました。

一般文化財の保存・活用事業

文化財の保護と啓発活動の進展を図るため、文化財保護団体の運営費等に助成を行っています。令和3年度には3団体に補助金を交付しました。

・ 埋蔵文化財の保存・活用事業

埋蔵文化財の保護を図るため、確認調査及び発掘調査を実施しています。あわせて資料の整理を行い、調査報告書を刊行しています。令和3年度は、84件の確認調査、13件

の発掘調査を実施しました。

また、埋蔵文化財の保存と活用を図るため、「埋蔵文化財センター」で資料整理作業及び 資料の公開・展示を行っています。

(2) 都市の緑化(公共施設、住宅地・民間施設の緑化)

① 公共施設の緑化

市では、「朝霞市みどりの基本計画」との連携を図り、公共施設の建設・改修の際には植栽地を確保するなど、市内の公共施設の景観向上を図るとともに、市民の緑とのふれあいの機会を増やすために緑化を推進しています。

令和3年度の屋上緑化及び壁面緑化・緑のカーテン設置施設は下表のとおりです。

屋上緑化*設置施設	面積	屋上緑化*設置施設	面積	
市役所本庁舎	216. 00m²	中央公民館	65. 00m²	
朝霞市斎場	30.00m²	朝霞第一中学校	544. 52m²	
産業文化センター	0 m²	朝霞第四小学校	1,232.55m²	
溝沼複合施設	235. 87m²	朝霞第五小学校	485. 80m²	
宮戸保育園	80. 00m²	朝霞第七小学校	100.00m²	
仲町保育園	120.00m²	根岸台市民センター	77. 60m²	
朝霞駅南口原動機付	111. 00m²	膝折市民センター	185. 00m²	
自転車駐車場	i i i . Oom	溝沼学校給食センター	95. 90m²	

壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積	壁面緑化*・緑のカーテン* 設置施設	面積		
市役所本庁舎	117. 00m²	中央公民館	153. 60m²		
内間木支所	12. 00m²	東朝霞公民館	80.00m²		
浜崎保育園	1. 00 m	西朝霞公民館	59. 40m²		
東朝霞保育園	6. 00m²	南朝霞公民館	40. 30m²		
溝沼保育園	4. 64 m²	北朝霞公民館	10. 24m²		
根岸台保育園	18. 00m²	内間木公民館	46. 60m²		
北朝霞保育園	16. 20m²	朝霞第四小学校	506. 28m²		
栄町保育園	6. 00m²	朝霞第五小学校	386. 48m²		
泉水保育園	1. 00m²	朝霞第八小学校	109. 00m²		
さくら保育園	12. 00m²	総合体育館	0 m ²		
きたはら児童館	3. 78m²	武道館	30. 00m²		
保健センター	16.00m²				

② 住宅地・民間施設の緑化

安全かつ安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すため、本市では、建築行為や開発行為等を行う者に対し、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づく緑化の技術基準で、敷地及び建物の緑化に関する指導を行っています。

また、生け垣等(平成30年度から緑化フェンスも補助対象に追加)は良好な生活環境の 形成に寄与するため、生け垣等の新設や既設塀を撤去して生け垣等を設置する場合、必要な 費用の一部を補助しています。この生け垣等設置奨励補助制度は平成 18 年度より実施し、 令和3年度までに60件の補助を行いました。

(3) 公園・緑地、緑道の確保、道路環境の整備

① 拠点公園の整備、身近な公園の整備

市では、良好な生活環境の向上を図るため、市民の憩いとやすらぎの場となる都市公園等 を整備しています。

公園施設を安全で快適に利用していただくため、令和3年度は、都市公園及び児童遊園地 の施設24件の整備・改修工事を実施しました。

西久保公園



宫戸特別緑地保全地区



代官水特別緑地保全地区

郷戸特別緑地保全地区





② 街路樹の整備

市では、事業認可を受けて事業を進めている都市計画道路(岡通線・駅東通線)の整備に 際し、街路樹の植栽等、都市計画道路の緑化を推進していきます。

3-2 まちなみの美しさとゆとり

(1) オープンスペース*の確保

市では、市民生活の安全とゆとりのあるまちづくりを進めるためだけではなく、障がい者の生活圏の拡大と社会参加の促進及び利用者の利便性の向上を図るため、オープンスペースやユニバーサルデザイン*を取り入れたまちづくりに努めています。

なお、令和3年度は、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づく届出が16件ありました。

(2) 環境美化の推進(ポイ捨て・ペットマナーの向上)

① 散乱ごみ対策

散乱ごみの問題は、個人のモラルの問題ともいえますが、市民・事業者・行政全体が自分たちの問題としてとらえ、お互いに協力し、責任を果たすことが解決への第一歩となります。市では、平成12年10月1日に「朝霞市ポイ捨ての防止に関する条例」を施行し、環境美化推進員によるパトロールを実施するほか、環境美化推進地区内の飲食料自動販売業者に対して回収容器設置及び適正管理を義務づけるなど、問題解決への仕組みづくりに努めています。

【主な環境美化活動(令和3年度)】

イベント名	日時	実施場所	内容
環境美化 パトロール	随 時	市内全域	環境美化推進員がごみの散乱状況の 報告や清掃活動を行った。その後、 報告に基づき市職員が回収作業等を 行った。
路上喫煙・ポイ捨て	7月30日(金) コロナウイルス感染 拡大防止のため中止	朝霞駅周辺	ポイ捨て防止啓発物資配布と路上喫 煙地区の清掃活動を実施予定であっ
防止キャンペーン	コロナウイルス感染拡 大防止のため中止	北朝霞•朝霞台 駅周辺	たがコロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

環境美化活動を推進しています

ポイ捨てを許さない環境づくりのため、環境美化推進員が活動しています。

対象/市内に在住している方

活動内容/

- ・ごみの散乱状況について市に報告
- ポイ捨て防止キャンペーン・清掃活動への積極的な参加





【環境美化推進員数】

年 度	人数
令和3年度	10人
令和2年度	10人
令和元年度	10人





② 路上喫煙の防止

市では「朝霞市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内での道路、公園、その他の公共の場所では喫煙をしないよう努力義務が規定されています。さらに、駅周辺においては「路上喫煙禁止」とし、定期的なパトロールを実施し、喫煙者に対する指導等を行い、悪質な違反者に対しては過料を徴収する場合があります。

みんなの迷惑です!路上喫煙

路上喫煙により、他者へのやけどの危険、副流煙による健康被害、ポイ捨てなど、周りの 方の迷惑となるような行為は絶対にやめましょう。

【監視員によるパトロール実績(令和3年度)】

	プレンへが入って		/ 4
地区	指導	应対	拒否
朝霞駅付近	466	262	204
朝霞台•北朝霞駅付近	2,164	1,633	531
合計	2,630	1,895	735
年間パトロール日数		95⊟	

路上喫煙禁止地区 朝霞市 ASAKA

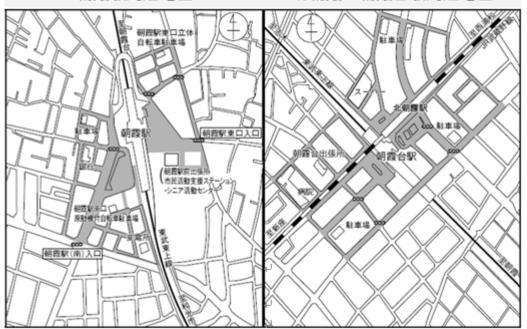
このマークのあるところは、路上喫煙禁止です!!

路上喫煙禁止地区。

色の道路等は終日路上喫煙禁止区域です。

朝霞駅周辺地区

北朝霞・朝霞台駅周辺地区



安全で快適なまちづくりのために、皆さんのご協力をお願いします!

③ ペットマナーの向上

市では、人間と動物が共生できるような豊かな社会づくりを目指し、不幸なペットを増やさないために、広報による啓発や看板によるペット飼育者へのモラルの向上を図っています。令和3年度、動物愛護週間等にあわせて「動物愛護パネル展」を実施、市内動物愛護団体にもご協力いただき、動物の愛護と適正な飼養や、災害時のペット対策、TNR活動についてパネル展示と啓発冊子等の配布を行いました。

動物愛護週間(環境省)	9/20~26
愛護動物の遺棄等虐待防止旬間(埼玉県)	9/21~30
動物愛護パネル展(朝霞市)	9/21~26

【朝霞市動物愛護パネル展】

開催日:令和3年9月18日(土)~26日(日)

場 所:中央公民館・コミュニティセンター 1階展示ギャラリー



△動物愛護パネル展の様子



△ペット用防災備蓄品の一例

○協力市内動物愛護団体

「NPO 法人にゃいるどはーと」 「そらとゆめ」 「動物との共生社会を目指す会 V e s t.」 「もめんいと」

※朝霞市動物愛護パネル展開催に併せ、展示内容を Twitter し、各団体の取組や飼育マナーなどを広く周知しました。

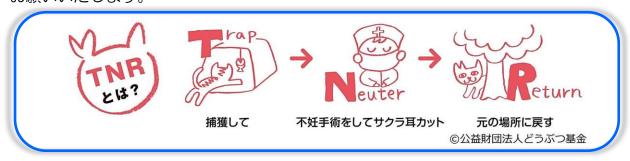
™ASAKA

知っていますか?「TNR活動」「さくらねこ」

朝霞市では、ボランティア活動団体など市民の皆様のご協力をいただきながら、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術(**TNR活動**)を推進することにより、野良猫の増加を抑制し、地域の環境改善を目指しております。

「さくらねこ」とは、耳先をV字カットした耳の形がさくらの花びらに似ていることに由来し、不妊・去勢手術済みの猫のことをいいます。

エサやりを禁止しても、野良猫の繁殖を止めることはできません。この活動により、 一代限りの命を地域で見守っていただきますよう、皆様のご理解ご協力をよろしく お願いいたします。



不妊・去勢手術をすると、猫による被害の防止及び抑制し、 地域の環境が改善されます

例えば、このような被害を防止及び抑制できます。

- 自然繁殖を制限し、野良猫の増加を抑制
- スプレー行動(マーキングのため、臭いの強い尿を撒く行動) の抑制
- 発情期の鳴き声の軽減

耳先のV字カット(通称サクラ耳)が 不妊・去勢手術済みの目印!



猫は室内で飼いましょう!

市には「敷地にふん・尿をされて困っている」「鳴き声がうるさい」・・といった猫に関する相談が寄せられています。

近隣の迷惑とならないよう、猫は室内で飼いましょう。環境を整えることで、猫は室内飼育でも十分幸せに暮らすことができます。

猫が好きな人もいれば、もちろん苦手な人もいます。誰もが気持ちの良く過ごせる地域になるようお気遣いをお願いします。

大猫の飼い方相談や猫に関する相談は、 埼玉県動物指導センターにご連絡ください。 問合せ/埼玉県動物指導センター南支所 048-855-0484

犬の飼い主のマナー

犬の飼い主のマナー低下について、保健所や市にたくさんの相談が寄せられております。 住みよいまちづくりのため、また、ご近所との不要なトラブルを避けるためにも、飼い主の方 は次のことなどに気をつけましょう。

- 散歩時の犬のおしっこは他人の迷惑にならないように し、ふんは必ず持ち帰る。
- 犬を制御できる方が散歩をさせ、リードは短めに持つ。
- 毛の飛散や鳴き声など、近隣の方に迷惑にならないようにする。なお、市ではお困りの方に啓発看板を用意しています。



なお、犬の飼い主のマナーについての相談は、朝霞保健所にご連絡ください。 問合せ/埼玉県朝霞保健所(生活衛生・薬事担当) 048-461-0468

狂犬病予防注射と注射済票

狂犬病予防法により、飼い犬は飼い主のいる自治体で登録し、年1回狂犬病の予防注射を受けて、自治体で発行した注射済票を着用することが義務づけられています。

狂犬病は、人間を含めたすべての哺乳類に感染し、発病すれば治療法はなく、ほぼ100% 死亡するという恐ろしい病気です。日本は、昭和32年以降狂犬病の発生はありませんが、これは法律ですべての飼い犬に狂犬病予防注射が義務づけられた成果です。



※犬鑑札見本



※注射済票見本

【畜犬登録・注射済票交付数】

年度	新規登録数	合計登録数 (A)	注射済票交付数 (B)	注射接種率 (B/A×100)
令和3年度	390	4,273	2,768	64.8%
令和2年度	425	4,312	2,613	60.6%
令和元年度	301	4,252	2,647	62.2%

駅周辺のムクドリ対策について

近年、7月~8月頃をピークに繁殖期を終えたムクドリが、朝霞台駅・北朝霞駅や朝霞駅周辺に数千羽と集まり、糞害や鳴き声などの被害で悩まされており、樹木の剪定や忌避音(ムクドリが天敵に追われている時の鳴き声)などによる追い払いで対応しておりました。

令和2年度からは新たなムクドリ対策として、鷹匠による追い払いを実施し、駅周辺の環境改善に努めています。







(3) 放置自転車対策の推進

① 放置自転車等の対策

本市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を自転車等放置禁止区域に指定し、放置自転車等防止対策の指導員による指導を行うとともに、歩道等に放置された自転車等を撤去することで道路空間の確保・交通安全の推進を図り、まちの環境美化にも積極的に努めています。

【朝霞市自転車等放置防止条例に基づく撤去状況】

種	年度	朝霞縣	R南口	朝霞	朝霞駅東口		駅東口 北朝霞駅		朝霞	台駅	合 計	
別	平 反	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	自転車	バイク	
	R3	_	7	(6		11		6		30	
数数	R2		7	(6		10		5		9	
奴	R元	1	0	(6		10		7		33	
	R3	47	0	24	0	29	0	17	0	117	0	
台数	R2	58	0	33	1	34	0	30	0	155	1	
320	R元	130	0	55	2	80	Ο	101	1	366	3	

② 自転車駐車場整備

本市では、駅周辺に自転車及び原動機付自転車の駐車場を整備し、放置自転車等の解消を推進しています。

朝霞市自転車駐車場一覧(令和4年3月末現在)

	有料自転車駐車場							
414	北朝霞駅東口地下自転車駐車場	定期利用	2,840					
北朝霞駅	礼朝葭\\宋口地下日 <u>料</u> 早\\\$	一時利用	666					
駅・	北朝霞駅東口第一原動機付自転車駐車場	定期利用	208					
朝霞台駅	朝霞台駅南口地下自転車駐車場※	定期利用	2,146					
合 駅	朝霞台駅南口第一自転車駐車場	一時利用	455					
	朝霞台駅南口第一原動機付自転車駐車場	定期利用	79					
	朝霞駅東口立体自転車駐車場	定期利用	756					
	が設め、木口立体白牡牛町半切	一時利用	112					
朝	朝霞駅東口地下自転車駐車場	定期利用	692					
	护 15 侧 木 口 地 下 白 4 A 平 间 1 平 1 加	一時利用	156					
霞	朝霞駅東口原動機付自転車駐車場	定期利用	77					
駅	おのである。		142					
	朝霞駅南口原動機付自転車駐車場	一時利用	50					
	朝霞駅南口地下自転車駐車場	定期利用	3,637					
		一時利用	696					

※現在は、定期利用のみ

(4) 不法投棄の防止

市では、不法投棄が多い場所への不法投棄禁止看板の設置や、「広報あさか」等で不法投棄 防止の啓発活動を進めています。また、監視パトロールの実施や近隣自治体等の関係機関と 広域的な不法投棄対策に努めています。

令和3年度の不法投棄物の通報は349件でした。なお、回収した不法投棄物は、クリーンセンターで処分、またはクリーンセンターで処分できないものについては業者委託等により処分しています。

【主な不法投棄物の処分件数】

年度	自転車	バイク	タイヤ	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
令和3年度	110	0	40	3	36	5	4
令和2年度	160	4	25	0	28	14	6
令和元年度	194	0	43	3	31	28	14

① 不法投棄監視パトロール

不法投棄は発見が遅れることによって、そこに新たな投棄物が積み重ねられ、粗大ごみの 集積場のようになってしまうことがあります。

市では、不法投棄を未然に防ぐことはもちろん、不法投棄物の早期発見に努めるために、 職員による巡回パトロールを実施しています。また、不法投棄が多い場所を中心に、投棄されやすい夜間から早朝にかけて委託による不法投棄監視パトロールを実施しています。

令和3年度は24回の不法投棄夜間監視パトロールを行いました。パトロールで発見された公道上の投棄物等は、後日、職員が現地確認のうえ回収しています。

② 荒川クリーン協議会

荒川右岸河川敷内における不法投棄対策については、河川管理者のみの課題ではなく、広域的な取り組みが必要とされます。そこで、平成8年10月に国・県・関係市により「朝霞市・志木市・和光市地区荒川クリーン協議会」を設立しました。

【不法投棄物一斉撤去作業結果】

(朝霞市内撤去数)

		生活ごみ・産廃ごみ(kg)					家電4品目(台)				
	可燃物	不燃物	粗大ごみ	産廃ごみ	合計	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	エアコン	合計	廃車両 (台)
令和3年度 ※2	_	_									
令和 2 年度 ※2		1	_		1	l	l	l	l		_
令和元年度 ※1		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

※1 令和元年度は、台風19号の影響により、清掃箇所が浸水しているため中止

(5) 景観計画の策定

近年、都市・自然景観に対する市民の意識は次第に高まってきており、美しい風景や快適な生活を誰もが実感できるような景観づくりを求めるようになってきています。

良好な景観の保全や創出は、都市全体の魅力を高めることから、地域の実情に即したより良い景観づくりに向けた取り組みが全国各地で行われています。

市では、総合的・計画的に良好な景観づくりを進めていくため、平成27年5月に景観法に基づく景観行政団体になり、朝霞市景観計画を定め、平成28年4月に施行しました。

令和3年度は、景観計画による建築物の建築等を行う際の届け出制度により179件の届出があり、景観づくり基準に基づく景観誘導を図りました。

^{※2} 令和2、3年度はコロナウイルス感染拡大防止のため中止

3-3 環境に配慮した交通手段

(1) 歩行者空間の確保

市では、歩行者の安全を確保するため、主要道路(市道)の歩車道分離等の整備を進めるほか、遊歩道の路面清掃や定期除草を実施しています。

【歩道整備状況】

年度	歩道整備延長
令和 3 年度	89.0m
令和 2 年度	96.2m
令和 元 年度	192.0m

(2) 自転車利用環境の整備

① 放置自転車対策の推進

自転車は、通勤・通学・買い物等の手軽な手段として、無公害性、経済性等により年々その利用が高まっています。その一方で、これらの自転車が駅周辺の道路や公園等の公共の場所に放置され、歩行者への通行妨害、街の美観が損なわれる等の原因となっています。

このため、市では、「朝霞市自転車等放置防止条例」に基づき、駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定するなどして、自転車の放置防止に努めています。

<自転車等放置禁止区域>





② 自転車利用環境の整備、交通安全意識の高揚

市では、歩車道の分離、自転車専用通行帯、カーブミラー、道路照明灯などの交通安全施設の設置、放置自転車対策などを行い、安全な道路環境を整備するとともに、交通安全教室や街頭キャンペーンなどにより、交通安全意識の啓発や自転車利用者のマナー向上に努めています。また、駅周辺に自転車駐車場を整備し、放置自転車等の解消を図っています。

令和3年度は、市内小学校、保育園及び幼稚園を対象に交通安全教室を実施しました。また、放置自転車等の課題、自転車利用の促進、公共交通の機能の補完、地域の活性化等に資する新たな都市の交通システムとして、シェアサイクル事業の実証実験を民間事業者と共同して実施しています。

(3) 公共交通利用環境の向上

① 鉄道利便性向上

市では、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び東武東上線改善対策協議会を通じて、鉄道 事業者に対し、駅における安全性の確保や駅施設のバリアフリー化など、安全で快適に利用 できる公共交通の利用環境の向上を図るための要望をしており、令和3年度は、鉄道事業者 への要望を2回行いました。

② 路線バス、市内循環バスの利便性向上

市では、交通空白地区の改善を図るため、市内循環バスを運行しています。令和3年度は 延べ334,493人の利用がありました。

地域特性に応じた効果的・効率的な地域公共交通の実現を目指し、令和3年2月に策定した「朝霞市地域公共交通計画」に基づき、公共交通空白地区の改善に向けたガイドラインの策定等、各種施策を推進しました。

(表紙)



← ↓ 朝霞市内循環バス マップ&時刻表は、 朝霞市役所で配布しています。

(路線図みほん)

